

第64回京都市都市計画審議会 議 会 録

日時 平成30年2月2日 午後1時30分～午後2時45分

場所 御所西 京都平安ホテル 1階 「平安の間」

京都市都市計画審議会事務局

第64回 京都市都市計画審議会議事事項

議 事 番 号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第277号	京都市景観計画の変更について (意見聴取)	景観法第9条第8項において準用する同条第2項に基づく意見聴取	1

京都市都市計画審議会委員名簿

・ 条例第2条第2項第1号委員

板谷 直子	立命館大学客員准教授	
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	
川崎 雅史	京都大学大学院教授	
佐藤 由美	奈良県立大学准教授	
島田 洋子	京都大学大学院准教授	
須藤 陽子	立命館大学教授	
塚口 博司	立命館大学特任教授	
中嶋 節子	京都大学大学院教授	欠席
葉山 勉	京都精華大学教授	
牧 紀男	京都大学教授	
宮川 邦博	公益財団法人京都市景観・ まちづくりセンター専務理事	

・ 条例第2条第2項第2号委員

小林 正明	産業交通水道委員
下村 あきら	産業交通水道委員
田中 明秀	文化環境委員
西村 義直	文化環境委員
井上 けんじ	教育福祉委員
西野 さち子	まちづくり委員
樋口 英明	総務消防委員
大道 義知	文化環境委員
西山 信昌	教育福祉委員
隠塚 功	まちづくり委員
菅谷 浩平	教育福祉委員
村山 祥栄	産業交通水道委員

・ 条例第2条第2項第3号委員

井上 智夫	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席 田中 哲也	京都国道事務所長)
山本 悟司	京都府建設交通部長
(代理出席 壺内 賢一	都市計画課長)
小林 晃	京都府警察本部交通部長
(代理出席 中西 利之	交通規制課調査官)

・ 条例第2条第2項第4号委員

原 小壽	京都市地域女性連合会常任委員
伊藤 正和	京都市消防団協会副会長

○塚口会長 それでは、ただいまから議案の審議に入ります。お手元の議案書にございますように、本日、市長から諮問を受けておりますのは1案件1議案でございます。これからの会議運営につきまして、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

計 議 第 2 7 7 号
都 企 計 第 2 0 0 号
平成 3 0 年 1 月 1 6 日

京都市都市計画審議会
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都市景観計画の変更について（照会）

景観法第 9 条第 8 項の規定において準用する同条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会の意見をお聴きします。

京都市景観計画の変更について

資料1 「京都市景観計画（案）抜粋」のとおり

さて、本日、計議第277号議案として議題といたしますものは、景観計画にかかわるものでございまして、景観法第9条に規定されております景観計画を策定したり、あるいは変更したりするような場合には、都市計画審議会の意見を聞くということが義務づけられております。したがって、本日は事務局から議案につきまして御説明をいただいた後に、各委員の皆様からいつものように御意見、御質問をいただくわけでございますけれども、これを1つの案といいたしでしょうか、審議会としての合意事項としてまとめるというのではなくて、委員の皆様からいただいた御意見をそのまま事務局のほうで整理されると、こういうことでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第277号議案につきまして御説明をいたします。

現在本市において、世界遺産をはじめとした寺社等とその周辺の景観を保全するために歴史的景観の保全に関する景観政策の充実の検討を進めており、昨年8月28日の都市計画審議会において、歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）の概要を御説明させていただいたところでございます。今回、具体的施策の内容に合わせて京都市景観計画を変更することとしており、本議案は、京都市景観計画を変更するに当たり、景観法第9条第8項において準用する同条第2項の規定に基づき、本審議会の委員の皆様から御意見を頂戴するものでございます。

配付資料といたしましては、右肩に資料1と記載した京都市景観計画の変更案の抜粋版、また、資料2の参考資料としまして京都市景観計画新旧対照表(案)及び「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」に対する市民意見募集の結果を、また、資料3といたしまして本日の説明資料をお配りしております。

それでは、資料3、A4横向きの資料でございますけれども、資料3、説明資料に沿って御説明をいたしますので、恐れ入りますが、資料3の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

8月28日の都市計画審議会での御報告の振り返りとなりますが、具体的施策（素案）の概要を御説明いたします。

具体的施策（素案）には、柱1、景観規制の充実、柱2、有効な支援策、柱3、景観づくりの推進として3つの柱ごとに施策を掲げており、それらの内容を京都市景観計画にも反映する必要がございます。

2ページをご覧ください。

柱ごとの施策の概要の御説明の前に、まず、眺めの保全に関する規制の概要について御説明させていただきます。

京都市では、平成19年に全国初となる眺めに関する総合的な仕組みとして眺望景観創生条例を制定し、優れた眺めを守るべき場所を視点場に指定いたしました。

3ページをご覧ください。

ここからは、柱ごとの施策の概要について御説明いたします。

まず、柱1、景観規制の充実でございます。

①境内の眺めにつきまして、世界遺産をはじめとした寺社や離宮など、既に17カ所の視点場を指定しており、今回、中央の囲みのおり、大徳寺や北野天満宮など10カ所を追加し、合計27カ所といたします。あわせて、27カ所の寺社等のうち、23カ所で参道や門前、歴史的資産周辺の通りを視点場に指定いたします。

また、②「しるし」への眺めは、これまで五山の送り火など、既に7カ所を指定しており、今回、八坂通から八坂の塔を見る眺めを追加し、合計8カ所といたします。

4ページをご覧ください。

近景デザイン保全区域における基準の概要を示しております。

境内から500メートルの範囲で、境内から見える場所に新たに建物を建てる場合は、勾配屋根にさせていただくことや塔屋を設けないことなどを定めます。

5ページをご覧ください。

今回、境内の眺めを定める27箇所におきまして、良好な建築計画を誘導するための事前協議（景観デザインレビュー制度）を新たに創設いたします。

事前協議（景観デザインレビュー制度）は、右上のイラストのとおり、計画

の早い段階で京都市や様々な分野の専門家と協議することによって、地域特性に応じた優れた眺望景観の創生を目指すものでございます。

6 ページをご覧ください。

次に、柱2、有効な支援策でございます。

①、景観上重要な建造物や樹木等を適切に維持管理するための支援策として、景観法に基づく景観重要建造物を積極的に指定いたします。

また、②として、より良い計画へと誘導するために、事前協議制度の対象地域においてその周辺の歴史や文化、まちの成り立ちなどの情報をまとめた資料を作成・公開いたします。

7 ページをご覧ください。

柱3、景観づくりの推進につきましては、①、景観に関する様々な情報をインターネットの地図情報を用いて分かりやすく発信いたします。

具体的施策（素案）の概要の説明は以上でございます。

8 ページをご覧ください。

変更内容と対応する審議機関等でございます。

具体的施策（素案）は、京都市景観計画、眺望景観創生条例及び市街地景観整備条例をそれぞれ変更することによって制度化してまいります。本日の都市計画審議会におきましては、表の一番上に記載している京都市景観計画の変更につきまして委員の皆様から御意見を頂くものでございます。

9 ページをご覧ください。

これまでの経過と今後の予定でございます。

平成29年7月10日から8月17日まで具体的政策（素案）及び京都市景観計画（素案）に対する市民意見募集を行い、8月28日の都市計画審議会において具体的施策（素案）の概要を御報告させていただいております。その後、12月25日の美観風致審議会にて近景デザイン保全区域の範囲及び基準、京都市景観計画の変更に関する意見聴取を実施しております。

今後、平成30年2月市会に眺望景観創生条例及び市街地景観整備条例の改正案を提案させていただく予定でございます。議決が得られましたら、市民の

皆様をはじめ、寺社や建築、不動産の関係団体の皆様に対し改めて丁寧に周知を行い、平成30年10月から新制度を施行したいと考えております。

なお、京都市景観計画の変更につきましては、本日の意見を踏まえ、条例改正と同時に確定するため、平成30年3月末を目途に改定する予定でございます。

それでは、京都市景観計画の変更について御説明させていただきます。

資料1の抜粋版及び資料2の新旧対照表において第1章から第4章までの具体的な変更内容を明記しておりますが、本日は、ただいまご覧いただいております資料3の説明資料を使って御説明をさせていただきますので、引き続き資料3の11ページをご覧ください。

京都市景観計画の変更の概要でございます。京都市景観計画の目次に合わせて変更箇所と変更の概要をまとめております。

まず、第1章、全体計画の第2、京都の景観政策に①歴史的景観の保全に関する具体的施策の概要を追加するとともに、第5、景観重要建造物の指定方針には②景観重要建造物の指定方針の充実をいたします。

第3章、市街地景観の整備に関する計画の第3、美観地区、美観形成地区及び第4、建造物修景地区には③及び⑤のとおり地域別方針を充実するとともに、④及び⑥のとおり擁壁の高さ制限の強化に関する内容を追記いたします。

第4章、眺望景観の創生に関する計画の第2、眺望景観の創生には、⑦「境内の眺め」「歴史的資産周辺の通りの眺め」及び「しるしへの眺め」の視点場の追加を記載するとともに、⑧事前協議（景観デザインレビュー制度）の創設に関する内容を追記いたします。

それでは、それぞれの変更内容を御説明させていただきますので、12ページをご覧ください。

第1章、全体計画、第2、京都の景観政策でございます。

この項に歴史的景観の保全に関する具体的施策の概要を追加いたします。

具体的には、5、社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全と3つの柱の内容につきまして、(1)から(3)のとおり追記いたします。

次に， 13 ページをご覧ください。

第 1 章， 全体計画， 第 5， 景観重要建造物の指定の方針でございます。

景観重要建造物の指定につきましては， ①景観を形成するうえで重要な構成要素となる社寺， ②「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく「京町家保全重点取組地区」に存在する京町家及び「重要京町家」として指定された京町家， ③「京都を彩る建物や庭園制度」に基づき選定， 認定された建造物を積極的に指定を行うべき建造物として追記いたします。

14 ページをご覧ください。

第 3 章， 市街地景観の整備に関する計画， 地域別方針の充実でございます。

本市では平成 26 年度から， 世界遺産をはじめとする社寺等とその周辺の景観保全を図るため， 大規模な寺社等の市内 61 エリアを対象に検証を行いました。 検証結果をもとに， 有識者を交えた検討会で歴史的景観の保全に必要な対策について検討を行ってまいりました。

表に記載しておりますのは， 61 エリアの核となる寺社の名称でございます。 今回黄色の枠で囲っている寺社につきまして， 寺社周辺の景観特性や景観形成の方針を地域別方針に追記いたします。

次に， 15 ページをご覧ください。

この表では， 景観計画の地域ごとに追記・変更する際に着目した寺社等を明記しております。 表の右端の変更内容にありますとおり， 現在， 地域別方針はその地域の景観特性と景観形成の方針を記載しており， 今回充実・追加する部分に丸印をつけております。 本日は， 美観地区等の種別ごとにオレンジ色で着色している部分を例として， 次ページ以降で景観特性や景観形成の方針の変更案を御説明させていただきます。

16 ページをご覧ください。

まず， 旧市街地型美観地区の西陣地域でございます。

左上の地図の 18 と記載しているピンク色の部分が旧市街地型美観地区の西陣地域でございます。 西陣地域は北大路通の南側から丸太町通の北側まで， 西大路通から堀川通に囲まれた地域でございます。 地図に示しておりますとおり，

この地域には、平野神社、北野天満宮、浄福寺、本法寺、妙顕寺など、景観の核となる広大な敷地を有した寺社が多く存在しており、写真にはその状況を示しております。

右下は景観計画の変更案で、下線部分が追記した内容を表しております。具体的には、下から2段落目のおり、「さらに、今出川通以北の小川の周辺において、本法寺や妙顕寺、千本中立売以東の浄福寺通周辺には、浄福寺などの寺院が集積しているため、通りから多くの伽藍や土塀等を見通すことができ、京町家と一体となった歴史的な町並みを形成している。こうした京町家や社寺等の歴史的建造物と社寺の緑とが調和する景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする」と記載しております。

また、一番下の段落には、「このため、建築物は勾配屋根を設け、道路に面して空地を設ける場合は門や塀、生垣等を配置すること等により、京町家や社寺との連続性に配慮し、町並み景観の保全、創出を図る」ことを景観形成の方針として充実しております。

17ページをご覧ください。

歴史的遺産型美観地区の祇園・清水周辺でございます。

左上の地図で31と記載している黄土色の部分が該当地域でございます。近辺には世界遺産である清水寺だけでなく、八坂神社、建仁寺といった景観上重要な寺社が存在しております。また、右の地図のおり、清水寺の周辺には産寧坂や清水坂、五条坂、ちゃわん坂といった通りごとに特色の異なる景観が形成されております。写真のおり、沿道における寺社の土塀や石積擁壁などが歴史的景観を形成するうえで重要な要素となっていることから、右下の変更案の下線部のおり景観特性を追記いたします。

続きまして、18ページをご覧ください。

市街地型美観形成地区の壬生・朱雀地域でございます。

左上の地図で54と記載している黄色の部分の部分が該当地域でございます。当該地域には、壬生寺のように広大な敷地を有する寺院だけでなく、多くの寺社が集積しております。白黒の地図の水色で着色しているところが寺社を示してお

り、大宮通以西の綾小路通及び仏光寺通周辺に集積していることが分かります。この地域では、右上の⑤や⑥の写真のように、通りからは寺院の伽藍や門、土塀等を望見することができ、周辺部の京町家と一体となった歴史的な町並みを形成しております。また、壬生寺に面する坊城通には、八木邸などの旧邸宅が連担し、左下の②の写真のように風情ある景観を特徴づけておりますので、右の変更案の下線部のとおり、それぞれの景観特性を追記いたします。

19ページをご覧ください。

沿道型美観形成地区の西大路・北大路通でございます。

左上の地図の58と記載している太い赤線で囲っている部分が該当地域でございます。北大路通及び西大路通の沿道は、写真のとおり大徳寺や平野神社のように広大な敷地を有した寺社の土塀や樹木等によって特徴的な通り景観を形成しております。そのため、下の変更案の下線部のとおり景観特性や景観形成の方針を追記いたします。

20ページからは、第3章市街地景観の整備に関する計画のうち、建造物修景地区における地域別方針の充実内容でございます。

山並み背景型建造物修景地区の太秦周辺地域は、左上の地図の青線の斜線ハッチの部分の部分が該当地域でございます。当該地域には、地図や写真のとおり、妙心寺や法金剛院、車折神社等が近接し、地域の景観を特徴づけております。そのため、変更案の下線部分のとおり景観特性と景観形成の方針を追記いたします。

時間の都合上、そのほかの変更箇所の説明は割愛させていただきますが、変更する地域とそれを特徴づける写真を21ページ、22ページに紹介いたしております。それぞれの地域にある寺社等、周辺における景観特性や景観形成の方針を追記・充実いたします。

美観地区・美観形成地区・建造物修景地区の地域別方針を充実させる内容に関する説明につきましては以上でございます。

続きまして、23ページをご覧ください。

擁壁の高さ制限の明確化でございます。

写真にも課題として挙げているように、擁壁が周辺の景観に影響を与える事例も多くあることから、風致地区の高さ制限に合わせて、美観地区、美観形成地区、建造物修景地区ともに5メートル以下とすることで周辺の町並み景観との調和を図るものであり、変更案につきましては記載のとおりでございます。

最後に、24ページをご覧ください。

第4章、眺望景観の創生に関する計画でございます。

①神社、寺院等の周辺の通りの眺めを、1、(1)眺望景観の類型に、イ、歴史的資産周辺の通りの眺めとして定義づけます。

また、②事前協議（景観デザインレビュー制度）の創設を、1、眺望景観の創生に関する方針、(4)建築物等の形態及び意匠における事前協議に関する方針として新たに追記いたします。

さらに、③「しるしへの眺め」に八坂通からの八坂の塔を追加することに伴い、変更案のとおり、2、眺望景観の保全・創出に関する類型別方針の(7)“しるしへの眺め”に景観特性とその景観形成の方針を追加いたします。

景観計画の変更案の御説明は以上でございます。

京都市景観計画の変更案につきましては、具体的施策（素案）に対する市民意見募集と併せて意見の募集を行い、景観計画そのものに関する意見はございませんでした。

本日は、資料2の参考資料に具体的施策（素案）に対する市民意見募集の結果を添付しておりますので、結果の概要について簡単に御報告をさせていただきます。

資料2の参考資料の「市民意見募集の結果について」の冊子の1ページをご覧ください。

165通770件の御意見を頂戴し、御意見の内訳といたしましては、1、具体的施策（素案）全般についての御意見が178件、2、柱1、建築物の色彩やデザインについての規制と手続の充実への意見が217件、3、柱2、歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実への御意見が166件、4、柱3、市民や事業者、寺社等との協働による景観づくり

の推進への御意見が149件、5、その他の御意見が60件でございました。

本日は、時間の都合上、詳しい内容の紹介は省略させていただきます。

計議第277号議案の説明は以上でございます。本議案につきまして御意見をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○塚口会長 ありがとうございます。

今、事務局から説明いたしました計議第277号議案につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 今回の景観計画の変更と一緒に今御報告がありました「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」、こちらのほうが考え方などがいろいろ載っていますので、こちらに書いてあることなどを少しお聞きしたい点があるんですけども。

この中で、「近年、京都市内の歴史的景観を構成する重要な寺社やその周辺の一部で、基準に適合している計画であるものの、景観に影響を与えかねない事例が発生しています」と、このように書かれていて、具体例が幾つかその中で紹介をされています。

そこで、私、大変不思議に感じるのが、この具体例の中に、世界遺産・下鴨神社のバッファゾーンでのマンション建設、それと、世界遺産・二条城のコアゾーンにおける駐車場の建設の問題が具体例として書かれていないんですね。市民からは、これ、多くの批判の声が出され、議会でも議論になりましたし、市民的にも大きな議論になったこうした開発行為であります。しかも、両方とも世界遺産ということでもありますから、景観の保全に特に注意が払われる必要があるという場所であるわけですけども、この2箇所についてはこの具体例に書かれなかったということは、景観に悪い影響を与えた重大な事例とは考えていないということなんですか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 下鴨神社のマンションと、それから、二条城の再整備計画についま

して御質問がございました。それぞれについて京都市としてどのように考えているかということの御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、下鴨神社のマンションでございますが、この計画に当たりましては、美観風致審議会で3回にわたりまして御審議を経まして、糺の森の植生、それから、泉川への影響、参道景観への配慮等を十分に考慮して、既存の樹木をできるだけ残し、さらに移植をするなどしまして、風致地区の規制以上の配慮がなされた計画に誘導することができたと思っております。

もう1つ、二条城の再整備計画でございますが、平成25年度から元離宮二条城保存整備委員会により審議、それから承認がされた計画でございますが、最終的には文化庁へ現状変更許可申請を経て許可されたものでございます。このことは二条城の顕著な普遍的価値でございます建築物、石垣、地下遺構、庭園に対しまして負の影響を与えることがない事業として許可されたと思っております。

以上でございます。

○塚口会長 樋口委員，どうぞ。

○樋口委員 下鴨神社に関していうと、風致地区以上の計画になったと。多分、今の話でいいますと、いいものになったんだということを京都市として考えているということが紹介されたんだと思います。二条城に関してもマイナスの要素がないんだという紹介でありました。

私、この認識については、住民との認識にあまりにも大きな差があるなど感じざるを得ないんですね。こうした住民の認識と京都市の認識に大きなずれがあるまま今回の景観計画の変更案をつくられる、そして、条例の改正案をつくられる、そして、具体的な施策が進められていく。こうなっていくことに対して、私、大きな疑問を感じざるを得ないんです。それでいいのかなと感じざるを得ないんですね。なぜこのような事態が起こってしまうのか。住民の認識と京都市の認識に大きなずれが生じてしまうのか。考えて見ますと、やはり住民参加の仕組みというものが担保されていない、これが十分に担保されていないということが大きな要因の1つだと感じています。

今回の改定で住民参加という点が重要だということを本市も言及しているわけですが、具体的にその仕組みが今回の変更の中で担保されているのかと言え、これは私はあまりにも不十分だと感じています。例えば、事業者が対象のエリアで開発行為を行う際に、事前協議ということで景観レビュー制度を創設すると。景観デザイン計画書を作成することがその出発点に位置づけられているわけですが、その内容はその時点、つまり事業者がそういうものをつくった時点では公表されないということになっています。当然住民の参加もあり得ません。この初期の段階から住民の参加を保障するというところこそ、私、非常に重要だと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 住民の参加についてお答えをいたします。

規模の大きな開発工事等々につきましては、京都市のまちづくり条例といった既存の制度がありまして、初期の段階、開発構想の段階で構想を明らかにして市民の皆様から意見を頂戴するような制度が別途ありますので、そういうものを有効に活用しながらしていくと考えています。

以上でございます。

○塚口会長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 別に制度があるんだと。中高層条例などを意識しているのかもしれませんが、この景観を考えていくうえでそれが有効なものとして機能したのか、住民参加が担保されているのか、それがこの間の反省としてどう生かされているのか。私、その点が今の話を聞いただけでは全く分かりませんし、やっぱり不十分だったからこそ先ほど紹介したように下鴨神社や二条城のところでの認識のずれですね。住民の皆さんと京都市の認識があまりにもずれている。こういうことが起こっている。これはクリアされないままこのまま突っ走るといえることになるのでしょうか。

○塚口会長 事務局、どうぞお答えください。

○事務局 今回の景観計画の変更にも書いておるんですけれども、歴史的景観の保全の取組については、規制の充実と支援の充実、そして、3つ目に地域と

寺社と事業者が一体となって景観づくりをするという3つの柱を掲げております。

そのうちの3つ目なんですけれども、特に新景観政策の進化において創設した地域での景観づくりの取組を推進する地域景観づくり協議会という制度がございますので、その地域でどういうことを大切に守っていこうかというのをあらかじめ地域の方の中で合意形成していただきます。その合意形成をするようなお手伝いを京都市のほうからそれぞれの寺社の周りに積極的に進めていこうと思っております。

その取組をきっかけにしまして、地域景観づくり協議会でまとめられた計画に沿って、新たに建てられる事業者の方があらかじめ地域の方と意見交換をしていただくということが可能になりますので、そういう形で守るべきものをきちんとまとめていただいて、それをベースにして事業者の方と寺社、また、住民の方とが意見交換できるということを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○塚口会長 樋口委員，どうぞ。

○樋口委員 地域景観づくり協議会，確かに既にできているところもあります。ただ，残念ながらこれが全市的に大きく広がっているかといえは，そういう状況にないということですよ。ですから，これがあるところでいったら，この景観デザインレビューのところでもその地域景観づくり協議会のところと少しやりとりがあるという話でありますけれども，ないところが多い。その場合，これから先それをつくることに市としても協力していくんだという話ではありますけれども，なかったら住民のところに事前のところでは話が何もないうまま，結局，住民が分かるのは，全部市との協議が終わって，市が，はい，許可を出しましたよ，その後に住民から請求があったらその辺の状況を開示しましょう，お知らせしましょうと。ですから，あまりにも遅過ぎるんですよ，それでは。その前にやはり事業者からそういう計画が出た段階で住民の皆さんに知らせる。

また，地域景観づくり協議会があるところに関しても，私はそこを話すということは大事なことです。別に，でも，そこに限る必要はなくて，公

開ぐらいは当然行われるべきやと思うんですね。そして、景観づくり協議会とも連携もしながら話をしていく。地元の皆さんにもそういった、あるいは住民の皆さんにも分かっていたいろいろな話を進めていく。こうした仕組みこそ私は大事だと思うんですね。

そう考えたときに、やっぱり住民参加の仕組みを考えざるを得ませんし、この住民参加がやっぱり必要だということは、例えば世界遺産条約採択40周年を記念して京都で開かれた会合のときの成果文書である「京都ビジョン」でも、これ、触れられていますね。世界遺産を保護・保存していくために地域社会と先住民を含むコミュニティが重要な役割を果たしているんだ、地域社会と先住民を含むコミュニティが重要な役割を果たすんだと、景観を保護していこうと思ったら。こう指摘をしている。さらに、コミュニティの関心と要望は遺産の保存と管理に向けた努力の中心に据えられなくてはならない、中心に据えるべきなんだと、ここまで言っているんですね。

私、こうした点から見ても、今御紹介をいただいたところではあまりにも不十分だなと思いますし、そこをしっかりと担保していく仕組みが必要だと考えています。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○川崎会長職務代理者 ただいまの御意見について、私もちよっと景観審のほうにいた時期がありますので、直接審査に加わったりなんかした経緯があるので、ちょっと補足をさせていただきたいと思いますけれども。

例えば下鴨神社の件につきましては、個々の事業者の設計の事前段階の案をどこまで公開できるのかという問題がまず1つあります。それから、住民の方々の意見というのは全く聞いていないわけではなくて、事務局を通じたり、それから、我々個人的にも住民の方々から御意見いただくこともあったりそれぞれしますので、広く聞いていることも実際上ありますし、それから、それを通じて住民の方々、今住んでいる近隣の方々だけのお話だけではなくて、実はこう

いう歴史的な景観というのは非常に歴史の中でどう位置づけるのか、どういう価値づけをするのかということが重要ですので、その審査会そのものというのは、その歴史的な観点も含めてどういう景観が形成されてきたのか、それからもう1つは、周辺の樹木、例えば下鴨神社でいくと、原生林なのかとか、原始林なのかとか、それから、現在あるのが洪水以降どういうものになってきたのかとかいうことを敷地全体の森の中で一本一本の植栽図まで設けて、それをどう移動させるのか。その弱い木については伐採したほうがいいのかとかいうことについてかなり綿密な、特にこの下鴨神社の問題については事務局のほうでも事前の段階から大きな問題であったために、議論も非常に厳しい議論をしていたと思います。

その結果として参道への反映であるとか、神官などの社家町の歴史から続く町並みの形成の問題であるとか、いろんなものをできる限り現在のルールの中で反映している。ただし、その中でもやっぱり法的な問題だとかいろんなものがありますので、非常に景観計画としてのツールがやはり強くないと、武器がないと、現在のこの土地利用制度の中ではなかなか規制をかけられない部分もあるということですので、今回の改正に至ったということですので。

特にこの案件については、今まで以上にない、完成後も数年間の植樹の管理であるとか、そういう今までない厳しい附帯条項なんかもつけて審査が通っていますので、決して住民の方々のレベルが不十分というか、住民の方々以上に厳しい審査を審査員の方々もしたという経緯があるということでございます。

以上、指摘させていただきます。

○塚口会長 ありがとうございます。補足説明をしていただいたということでございます。

ほかに御意見。

井上委員，どうぞ。

○井上（け）委員 計画ということですから、どこまで細かく書くかということについてはいろいろあろうかと思うんですが、景観計画の実効性を裏づけるために、市民意見でも書かれているとおり、規制の強化であつたり具体的な規

制策を合わせて考える必要があるんじゃないかと。計画では何々を図るとか何々を配慮するとか、こういうことをいろいろ書かれているんだけど、その裏づけというか、実効性というか、ここの点についても今後引き続き議論が要るんじゃないかということをもまず思います。

それから、2つ目に、最近何回か前の本審議会でも議題になったとおり、高さや容積率等の緩和が政策的に進められてきたと。京都全体を西山卯三先生のおっしゃるところの大景観という捉え方をした場合、この周辺部だからオーケーということにはならないと私は思うんです。特に京都駅周辺の大規模な規制緩和もこのメインステーション前だからオーケーだということにはならない。駅前だからこそ規制強化という考え方もあるでしょうし、また、本願寺や東寺など、駅からそう遠くないところの景観にも悪影響を与えてきたと。山ノ内の浄水場跡地や岡崎公園等、周辺部でないところすら同様の動きが強められてきたと。

議案の本報告の22ページには、「勾配屋根の義務化」と書かれておりますけれども、本当に趣のあった京都会館の屋根が、真四角というか、直方体になってしまって、私は本当に台なしになっていると思います。そういう点で今回の景観計画との整合性がどうかということについても、もっと議論が要るのではないかと考えております。

3点目に、大景観と前述をしたわけですがけれども、この点から面への広がりというか、せめて世界遺産なら世界遺産、その周辺部というか、ゾーンというか、範囲を広げる視点が要るんじゃないかと。この点ではバッファゾーンの在り方についても議論が一層要るのではないかと考えています。

それから、最後になりますけれども、先ほど下鴨神社の例も挙がりましたがけれども、私は外観として景観に配慮したマンションだからオーケーとかということではなくて、マンションというか、集合住宅というか、その機能、目的、役割自体が由緒ある森にふさわしいのかどうかと。外から見た景観、外観だけじゃなくて、その建物なりの性格なり役割なりも景観の対象として見ると、こういう考え方もあるのではないかとと思うんです。

この考え方を敷衍するとすると、今、市内で大問題になっているところの民泊の増加が、たとえ外観は京町家等であったとしても、それが本当に京都のまちの広い意味での景観にマッチしているのかどうかですね。住宅宿泊事業と言われて、住宅だから住専地域でも構わないんだと。だけど、機能的にはやっぱり宿泊施設であり、お客さんに泊まってもらって料金をいただいている営業施設でありますから、そういう点でなぜ住宅だから許されるのかと。やっぱり私は住専地域での旅館、ホテルが規制されているという原点に立ち返れば、こういうことが蔓延していく、広がる恐れが高くなるということについても、最広義の、最も広い意味での景観ということから考えた場合に、こういう目的というか、中身というか、役割というか、こういうことについても併せて今後考えていく必要が広い意味ではあるんじゃないかと、こんなふうに思ったりするわけですけども、総括的にコメントがあれば。

きょうは意見陳述ということなので、ざっと思うところだけ述べさせていただいて終わりたいと思います。もし何かあれば聞かせていただいて、なければ井上の意見は聞いといたということで結構ですが、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局のほうでお答えいただけるところをお答えいただけますでしょうか。どうぞ。

○事務局 御意見たくさん頂戴いたしまして、ありがとうございます。幾つか今の段階でお答えさせていただくことがあるかなと思いますので、お答えをさせていただきます。

まず1点目ですけども、今回、景観計画の変更につきましてこの場にお諮りをさせていただいているところがございます。御紹介ありましたように、何々を目指していくとかという表現になっておりまして、これをどう実効性を持たせていくのかというのが大きな課題だと御指摘をいただきました。そのとおりでと思います。基準にしっかり生かしていくということと、それから、景観計画ではっきりこう位置づける、随分追記を今回させていただくんですが、そのことによりまして景観に関する協議、事業者さんと協議を私ども窓口のほうで日々やっておりますが、そういうとこの1つのツールとしてこの景観計画も活

用していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、高さ規制について、行政が高さ規制を率先して緩和してきたという御指摘が1点あったかと思えます。具体例としましては、京都会館のことが出てまいりましたが、新景観政策、10年前になります。平成19年の新景観政策の最初るときから高さ規制は強化したわけですが、併せて高度地区の緩和規定を設けております。特例の許可をすとか、あるいは京都会館で使ったのは地区計画という手法でございますが、そういうものが新景観政策の中に既に最初から組み込まれている制度として行政としては考えておりますので、その点1点、よろしく願いをしたいと思えます。

それから、今回の取組がさらに広い範囲に広がっていけばいいねという御意見をいただきました。私どももそのとおりだなと思えます。美観風致審議会でもそのような意見があったかと思えます。今後の課題にはなりますけれども、しっかり取り組んでいくのかなと思えます。

最後の下鴨神社のマンションですけれども、森にふさわしいのかという御指摘がありました。場所のことを言いますと、従前はゴルフ場であったり建物が建っていたりということで、決して糺の森の一部を切り取ってマンションを建てたということではないということと、それから、今回お住まいになる方々ですけれども、下鴨神社のいろいろな祭事にも協力をしていただくということが1つの条件になっております。京都ビジョンでうたわれているような新しいコミュニティの1つの形だという解釈もありかなと思えます。

以上でございます。

○塚口会長 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

ほかに御発言は。どうぞ。

○大道委員 失礼いたします。先ほど御説明ございました具体的施策の1ページ目になるんでしょうか。柱の2の有効な支援策というこの観点について、2点意見をちょっと申し上げたいと思えます。

1つは、景観政策が条例ができて10年ということで、いろんな課題を克服して進化する景観政策として今お世話になっているわけでありましてけれど

も、議論した当初、景観というのがいわゆる住んでいる方々に対してどういう影響があるのかという問題と、それから、京都に訪れられる方々の京都の価値というものをどう見るかという、この2点あったわけです。

そこで、京都市は今年の10月から宿泊税を課税、導入をいたしますけれども、この財源に基づいて、実は担当課が違うのであまり今まで議論がなかったかもしれませんが、やはり私は都市計画局としてこういう景観、美観というものをより価値を上げることの施策を進めることによりまして、やはり観光客を含めて京都の価値が高まるわけでありますので、いわゆる有効な支援策のところの財源の、やっぱりそこにしっかり充て込んでいただく、あるいはそれを今後運用する中で、現在は新しい年度で分かりませんが、次年度を含めて今後そういう非常に大事な視点だと思っておりますので、計画の中の実効性あるものにするために、この支援策は充実をしていただきたいというのが1つです。

もう1つは、そこに住んでいて良かったと、住み続けられて良かったというこの市民が住んでいらっしゃる場合、景観政策の条例等の規制に従いますと、実は固定資産税が上がるんですね。これはあんまり議論されてなかったと思います。

行財政局のほうの当局に聞きますと、固定資産税は国の法律で非常に厳しい法律でございますから、本瓦とか、あるいは町家にすればするほど価値が高くなって税金を高く取られるようになります。そうすると、せっかく京都市の条例でしっかり守って、しかも規制に従ってやっているのに、それを売買する人は別なんですけれども、そこにずっと住み続けようとしている市民からすれば、いわゆる維持管理の費用が非常にかかってくるわけですね。

これはなかなか解決できませんで、私はこの計画を推進していく中の特に支援策の中で、やっぱり住み続けられるそういう持続可能な都市を目指すということであれば、例えばそういう方々だけでも何か固定資産税の減免があるとか、そういうことが検討できないかということ等を常に思ってきたわけでありましてけれども、今回のこの計画の中で、今後、最初申しました観光客の、訪れる方々の視点、それから、住んでおられる方の視点に基づいた支援策の拡充をぜひと

もお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。

何か事務局のほうで今コメントしていただくことはございましょうか。

どうぞ。

○事務局 宿泊税についての御指摘をいただきましたけれども、先週その充てんを予定している事業の中で、歴史的景観の保全に向けた取組の推進に対して充てんするということが発表されております。その中に歴史的町並み再生事業が含まれますので、そういう形でこういう歴史的景観を守っていくということに支援を強めていきたいと考えております。

○塚口会長 どうぞ。

○事務局 引き続きすみません。固定資産税のお話が出てまいりましたが、私どもも課題として捉えているところでございます。

ちなみにということなんですけれども、固定資産税はないんですが、相続税につきまして、昨年なんですけれども、景観重要建造物等に指定されている建物については、相続税の評価額について3割減額しますということがはっきりするようなことがありました。これは京都市からの要望で実現したことなんですけれども、そういうふうには少しずつではあるのかもしれませんが、課題としては捉えておりますので、この先もよろしくお願いしたいと思います。

○塚口会長 ありがとうございます。どうぞ。

○菅谷委員 1点だけ、議員ばかりしゃべっているのを端的に終わらせます。

これ、計画案を拝見していて、やっぱり市民からすると、この視点場という考え方は観光客目線というか、なかなか市内に住んでいる人ってもうほとんどこの有名な観光寺院に行くことがないので、そういった面で言うと、視点場から見て規制をかけていくということは市民にとっては負担になると思うんです。ですから、計画案を読んでいて、何が市民にとってメリットかという視点をすぐくひねり出そうと思って考えたときに、資料3でやたらめったら写真を、多分職員の皆さんが分担して撮っていると思うんですけど、電柱を一緒に入れ込

んだ写真がすごく気になっていて。これは視点場という考え方でいうと、この電柱はなくなっていくという考え方でいいんですかね。

○塚口会長 事務局，お願いします。

○事務局 なくなるというお約束ではないんですけれども，今回指定させていただく参道とか，その道路沿いの工作物につきましても，景観デザインレビューの対象とさせていただくことにしております。そういうことで，もし道路上で電柱ですとかサインなど，あと，道路の舗装など，そういうことを整備されるときには早目に事務局に御相談いただくこととしておりますので，今，電柱を立てようとしてはるけれども，もうちょっと目立たないようにできないかとか，ここは大事な通りなので地中化ということも含めて考えられないかということについて，早目に関電さんとかN T Tさんとか，そういう公共事業者についても対象にして協議を進めていきたいと考えております。

○塚口会長 どうぞ。

○菅谷委員 すいません，聞き方が悪かったもしれないですけど，既存のものに関しては，建物もそうなんですけど，既に建っているということで対象外だと思うんですけど，それは新しいものに関してしかやっぱり無理だということなんですかね。という理解でいいですか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 先ほど申しましたのは，新しいものも景観デザインレビューの対象になりますということで，沿道の建物だけではなくて，道路上にありますさまざまな工作物，これ，ほとんどは行政のほうがつくるものになると思いますけれども，そういうものもレビューの対象で，景観にいいものをつくっていこうという取組の中に仕込んでいこうと思っているということでございます。

無電柱化についてでございますが，着々と，遅々としてかもしれませんが，事業を進めさせていただいているところでございますが，今回この歴史的景観の保全の取組に関連しまして，参道などの道路についても新しく視点場として位置づけるようになってございます。そういうところについて，私どもは都市計画局ですけれども，建設局とも連携をしながら，そういうところを重点的に無電

柱化を進めていこうということでお話を進めさせていただいております。これからちょっと時間がかかるとは思いますけれども、着実に進めていきたいと考えています。

○塚口会長 菅谷委員，どうぞ。

○菅谷委員 わかりました。何でもこういった発言をしたかというところ、昨年秋の紅葉シーズンに紅葉をライトアップしている寺院があって、そこに行ったときに、普通、観光客って視点場から見て景観にそぐわない建物がちょっと見えるって、そんなことを気にしないと思うんですよ。はっきり言って気にならないと思うんです。でも、ライトアップで紅葉を見に行った人って、僕も仕事柄そうだったんですけども、すごく電柱とか電線が気になったんですよ。そういう場合にとっては意味があるのかなと。あるいは、狭い路地の周辺住民にとっては、電柱がもし減っていったら、それはそれでこの周辺に住む人たちにとっては負担もあるけどもメリットもあるよねという、そういう説明ができるかなと思ったので、そういうひねり出しを僕の中でしていたんですけども。ですから、ぜひとも進めていただきたいと思います。

もう1点、デメリットを考えたときに、勾配屋根とかというときに、風致地区もそうなんですけども、ソーラパネル、こういったものもやっぱり取りつけられないとなるんですかね。古いものは守ったほうがいいと思うんですけども、新しいものでデザインとかも今すごく工夫がされていて、こういう新しいものは、僕の考えとしては取り入れるべきだと思っているんですけども、そこはやっぱり規制の対象になりますか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 太陽光発電のパネルにつきましては、今、委員も言っていただきましたとおり、いろんな技術革新で京都の屋根の景観にも合うようなものもどんどん開発されていっております。場所に応じてそういうものだったら設けていただいてもいいということで運用させていただいております。特別厳しい、凍結的に保存するようなどころにつきましては道路から見えないところに設置していただけますかというお願いをすることがあるんですけども、基本的には

なじむようなデザインのものなら使っていただいてもいいという扱いにさせていただきます。

○塚口会長 菅谷委員，どうぞ。

○菅谷委員 分かりました。もう最後にします。

じゃ，勾配屋根にしたとして，そこにパネルを絶対に設置してはならないというわけではないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○塚口会長 ほかの委員の皆さんから何か御発言ございますでしょうか。

どうぞ。

○川崎会長職務代理者 先ほどの御意見の中で1点だけ，私たち，景観をやっている人間からすると，ちょっと視点が違うのかもしれませんが，今回の視点場の部分というのは市民に対して影響，逆に言うと圧迫を与えるものかもしれないという御発言，最初にありましたけれども，これ，要するに観光のほうの目だけではないかということなんですが，実はこれ，重要な視点場の周辺というのは必ず歴史的にも門前町であるとか，祭事に関するその集落だったりとか，500メートルの区域，大体500とか800というんですけど，それぞれの集落，区域になっていて，まちが張りついています。ですから，これは有名な寺院で観光がメインようですけども，住民の人たちも当然参拝をしたり，そこから見える範囲にありますので，要するに住民の人は見ないわけではなくて，絶えず触れているところが視点場になっている。鴨川なんかもそうですけれども，そういう公共的に人が，住民も観光も両方集まるところが基本的にこの視点場になっているということだけちょっと1点。

それから，ちょっとこれ，別の観点なんですけれども，資料の1，これ，事務局にちょっとお伺いしたいんですけども，資料1の5ページのところで，これ，一番最初の文面，社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全というところなんですけど，「歴史的町並みなどの貴重な歴史的資産と一体となって形成している歴史的景観」ということで，これ，「世界遺産をはじめとする」ということなんですけど，歴史的資産と，それから，実際はその周辺に新しい建物が建っているところもありますよね，町並みの場合。その歴史的資産とその周辺の町並み

も含めて一体となって形成しているその歴史的景観というものの定義なんですけれども、部分的に新しい建物であったとしても、歴史的資産の周辺の部分というのは昔ながらの歴史を持ってきたところで、外観は新しくなっているかもしれませんが、そういう言葉をちょっと入れておくほうがいいのかなどというのが若干ちょっと思ったことです。

それから、もう1つ気になったのが、13ページのところの祇園・清水寺周辺の後ろの段に書いてあるんですけれども、これ、「江戸時代末期から昭和初期にかけての京町家からなる町並みや周辺」ということで書かれていて、現在の建物のその和風の様式というのはそれを引き継いでいるんだと思うんですが、現実にはもうちょっと歴史が古い、清水の門前町というのはかなり歴史が古いので、あまり江戸時代末期だけの問題ではなくて、松原通から清水寺に行く参道系というのはもう少し前の時代からありますので、そこはあまりここだけに限定されないほうが、ちょっと緩やかな文章にされておいたほうがいいのかなどというのが1点です。

それから、もう1点は、18ページの下の桂川のところなんですけれども。これ、「京都では貴重な嵐山をはじめとする広がりのある眺望景観」というのがありましたが、ここは例えば天龍寺十境とか、歴史的に見た眺望的名価値があったものがあるんですが、そういうものをちょっと入れるか入れないかという、かなり嵐山というのは広がりのある歴史的眺望景観の1つだと思いますので、「天龍寺十境など」とか、そういう言葉をちょっと入れておいていただくと、歴史的な部分が少し濃くなるのかなという気がいたしました。これは別に特にということではなくて、検討の範囲で結構ですので、意見として述べておきます。

○塚口会長 最初の御発言につきましては、委員の方から出てきた御質問、これに対して補足していただいたということで、あえて事務局のほうで見解を求めませんが、後の3つにつきましては、後日検討していただくということになるかと思っておりますけれども、現時点におきまして何がしかコメントいただけるようでしたら事務局からお願いいたします。

どうぞ。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございます。

1点目、御指摘をいただきましたこの資料1の5ページ、一番上にございます社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全という項目の中の一文で、「周辺の」というのが要るのではないかという御指摘だったかと思います。

私どももこの文章は社寺等の具体的な歴史的資産とその周辺の建物あるいは雰囲気等々が一体となってというつもりで書いておりましたので、誤解のないように直すということが適切ではないかなと今思っております。

それから、13ページの清水坂のお話、それから、18ページの天龍寺十境のお話を御指摘いただきまして、学術的にどうかという観点でもう1回ちょっとチェックをかけさせていただこうと思います。また御相談に上がることもあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

では、村山委員のほうからお願いいたします。

○村山委員 今回新しく視点場に指定する平安神宮なんですけれども、これ、指定していただくのは全部それでいいと思うんですけどもね。平安神宮は御存じのとおり周辺部はほとんど公共建築物でございまして、ちょっと気になっているんですが、今回新たにデザイン基準を設けてこういう形でやれということなんですけど、今度つくられる美術館とか周辺にある公共建築物というのはこの辺に合致しているものになっていっているんでしょうか。ちょっとその辺だけ教えてください。

○塚口会長 事務局、お答えいただけますか。どうぞ。

○事務局 平安神宮の基準として定める予定としておりますのが、近代建築などになじむような屋根景観を整えてほしいという内容と考えておりますので、まちなかと同じように必ずしも勾配屋根を設けていただくということは考えておりません。今まで整備されているような、計画されているような近代建築、周辺の公共建築につきましてもこの基準と合うものになっております。

○塚口会長 どうぞ，村山委員さん。

○村山委員 全然分からないので。ちょっとここに書いてあるのを踏襲するとどこがどう合っているのかよく分からないので，またこれ，後日教えてください。

ちょっともう1個お願いしときたいのは，今回のこの新しい計画はこれだと思いますんですけども，61エリアの寺社が後ろのほうに掲載されておりますけれども，景観政策ができてからいろいろといろいろな整備をしていただいて，景観政策を進めていただいていることはいいと思いますけれども，先ほどから委員の話にもありましたが，やっぱり住民さんの自由度とか住みにくさにつながる部分というのは少なからずやっぱり規制というのはあるということでございますので，あんまり拡大していただきたくないなという思いもちょっとあってですね。

今回の寺社仏閣については確かにそうだなと思うんですが，その下のそれ以外のエリアのほうになってまいりますと，もうこれ，普通の家近所の神社とか，どっちかというと完全に住民生活に溶け込んでいるようなところも結構ございまして，こんなところまで次から次へと規制が広がっていってしまうと，まち全体が全部それこそやらかなきゃいけなくなってしまうので，その辺はやっぱり住民さんとのバランスもしっかり考えていただいて，むやみにやっていらっしやらないとは思いますが，今後の拡大はちょっと一定のところまで線をきちっと引いていただくということだけお願いしておきたいと思います。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。

どうぞ。では，お答えください。

○事務局 ありがとうございます。今回10箇所の寺社を選定させていただきました。新たに視点場という形で位置づけをさせていただくことにしております。この10箇所なんですけれども，幾つかのフィルターを設定して10箇所を抽出しております。敷地が広大であるとか，歴史的・文化的に重要な建物があるとか，世界遺産であったり本山や京都五山等に位置づけられているような

もの等々につきましてさせていただきました。一応そういう線で線を引かせていただいて、そこに引っかかるものについては新たに視点場として指定をする。それ以外のものについては、今すぐに視点場に追加しようという考えはありません。それ以外のものについては、今日の景観計画の変更にも出てまいりましたように、こういうところに位置づけをすることによって、周辺で建物を建てる際には、規制という形ではないけれども配慮事項としてお願いしますねという意味合いでやらせていただけたらなと思っております。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。

葉山委員さん、お待たせいたしました。お願いします。

○葉山委員 今回の案件について、2つばかり個人的な意見を申し上げたいと思います。

1点は、先ほどの電柱の話に絡むんですけれども、資料3の19ページにちょうど大徳寺と平野神社の街路の状況が出ています。申し上げたかったのが街路樹なんですよね。街路樹は、樹形といいますか、木の性格を無視した枝の剪定のされ方をされているような気がしまして、確かに信号が見えることとか、道路に枝が落ちないことは大事ですけれども、もう少し、街路樹というのも景観を形成する大きな要素ですので、枝の剪定については配慮が要るのかなというところが1つです。

2つ目は、先ほど樋口委員からの御心配と、それから、市民参加のまちづくりが大事だというお話がありました。とてももつとも正しいことだと思えますけれども。例えばですけれども、御存じのとおり、中高層の規制を受けるような建物であれば当然地元住民への説明会を開く義務がありますので、その場でいろんな意見をいただくんですけれども、常に思うのは、住民の皆さんの発言が必ずしもまちのことを考えている、もちろんそういう発言もあるんですけれども、得てして多いのが、やはり利害を受ける、個人の利害ですね、ということ意見が言われることが多いので、その意味で、今回の資料3の5ページ目の景観デザインレビューというのはすごく価値があって意味があることだと

思います。

あちこちで始まっていますけれども、京都市でいうと、美観風致審議委員会以前にこのさまざまな分野の専門家との協議、事前協議があるという機会があります。ここで選ばれるであろう専門家の方々は客観的にそのまちにとって意見を言われると思いますので、その場で事業者と京都市さんと3者で話し合われる機会があるというのは大きなこれは前進じゃないかなと考えて、京都市さんの窓口では大変でしょうけれども、美観風致審議委員会に行くまでの密度の濃い個別のお話ができるので、期待したいと思っています。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。

事務局、何かお答えございますでしょうか。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。街路樹の樹形についてお話がありましたけれども、これからの景観、新しく参道なんかを視点場にするということもやりますので、大事な観点だと思います。ぜひ私どもも建設局とそういう観点でお話ができたらなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○塚口会長 それでは、ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、これで京都市景観計画の変更についての意見聴取を終わります。

委員の皆様方には、会議運営に御協力いただきましてありがとうございます。

本日の会議はこれで終わりますが、委員の皆様方にはもうしばらく着席のままお待ちください。

○事務局 委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。そして、傍聴者の皆様、会議の運営に御協力いただき、ありがとうございました。

本日の会議は終了いたしましたので、傍聴者の方、報道機関の方につきましては、係員の誘導に従って御退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

○事務局 それでは、会長、よろしく願いをいたします。

○塚口会長 それでは、最後に、議事録の取扱について決定したいと存じます。

京都市都市計画審議会運営要綱第7条第3項では、会議録は、第1号で審議会が公開すべきでないとする事項、第2号で公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項を除き、公開すると規定されております。特に各委員の皆さんからの御意見がなければ、原則どおり公開したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○塚口会長 ありがとうございます。御意見がないようでございますので、原則どおり、本日の会議録は全ての事項を記載して作成いたします。

さて、会議録につきまして、会長並びにあらかじめ会長が指名する2名の委員さんに署名していただくこととなっております。本日は奥原恒興委員さんと下村あきら委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会はこれで全て終了いたします。委員の皆様方には長時間にわたりありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

○事務局 ありがとうございました。

事務局から御連絡を申し上げます。続けて行います第4回持続可能な都市検討部会につきましては、午後3時15分から開催をさせていただきたいと存じます。大変申しわけございませんが、これより会場の設営を行いますので、部会に御参加いただきます1号委員の皆様におかれましては、一度御退室をお願いさせていただきます。ロビーのほう等でお待ちをいただきまして、3時10分ごろまでにこちらのほうにお戻りをいただきますようお願いをさせていただきます。その他の委員の皆様方につきましては、本日こちらをもちまして終了となります。皆様、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。